

## 重要事項説明書

### 1 事業者

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名   | 社会医療法人 康和会           |
| (2) 法人所在地 | 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号 |
| (3) 電話番号  | 011-852-8866         |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 加藤 康夫            |
| (5) 設立年月日 | 平成9年4月1日             |

### 2 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所<br>(平成26年10月1日指定) |
|------------|--|

※当事業所はサービス付き高齢者向け住宅に併設されています。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (2) 事業所の名称  | 24時間訪問介護看護しらかば        |
| (3) 事業所番号   | 0190501247            |
| (3) 事業所の所在地 | 札幌市豊平区月寒東3条18丁目20番48号 |
| (4) 電話番号    | 011-826-5516          |
| (5) 管理者     | 日下 こづえ                |
| (6) 開設年月日   | 平成26年10月1日            |

### 3 事業実施地域及び営業時間

#### 第12条(1) 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は下記に定めるとおりです。なお、同地域画外にお住いの利用者サービスを提供する場合には、交通費を徴収する場合がありますが、その際には事前に説明し、同意を得るものとします。

#### [通常の事業の実施地域]

札幌市豊平区(豊平区1条10まで・平岸1条15まで・澄川4条6まで・西岡5条15まで)  
清田区(平岡公園東7まで・真栄4条まで)  
厚別区(厚別中央2条5・厚別南5まで)  
白石区(中央1条2まで・北郷4条10まで)

#### (2) 営業日及び営業時間

- |      |      |
|------|------|
| 営業日  | 365日 |
| 営業時間 | 24時間 |

#### 4 職員の配置状況

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりです。

職種	常勤	資格
1 管理者（部長と兼務）	1名	看護師
2 計画作成責任者	2名	介護福祉士
3 オペレーター	1名以上	介護福祉士、看護師、准看護師
4 訪問介護員（定期巡回）	10名以上	介護福祉士 及び 介護職員初任者研修修了者
5 訪問看護師（定期巡回）	8名以上	看護師、准看護師
6 訪問介護員・看護員（随時訪問）	1名以上	介護福祉士 及び 介護職員初任者研修修了者 看護師、准看護師

#### 5 当事業所が提供するサービスの内容と料金

- (1) 定期的に利用者の居宅を巡回して行う訪問サービス（定期巡回サービス）
- (2) 利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の可否等を判断するサービス（オペレーションセンターサービス）
- (3) オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う訪問サービス（随時訪問サービス）
- (4) 看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問して行う訪問看護サービス

## 6 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、所得に応じ原則として厚生労働大臣が定めた基準額の1割、若しくは2割、若しくは3割額とします。訪問介護員と訪問看護師の訪問サービスを、1日複数回、時間帯を問わずに受けられます。

※訪問介護や訪問看護を何度利用されても、下記に記載されている基本料金が増える事はありませんが、入退院等により利用がない日があった場合についても、該当月にサービスの利用が4日以上あった際は、下記に記載されている基本料金を請求させていただきます(3日間は日割計算になります)。

※介護サービスの種別及び事業所所在地域によって1単位当たりの単価が異なります。札幌市は7等級地のため、1単位×10.21円となります。

### ◇基本料金

#### ■サービス費用の目安(1月につき)

( )内は利用者負担額(1割)

	訪問看護を利用しない場合	訪問看護を利用する場合
要介護1	54,460円(5,460円)	77,870円(7,787円)
要介護2	99,720円(9,972円)	121,650円(12,165円)
要介護3	161,400円(16,140円)	185,690円(18,569円)
要介護4	204,170円(20,417円)	228,910円(22,891円)
要介護5	246,920円(24,692円)	277,320円(27,732円)

#### ■サービス費用の目安(1月につき)

( )内は利用者負担額(2割)

	訪問看護を利用しない場合	訪問看護を利用する場合
要介護1	54,460円(10,892円)	77,870円(15,574円)
要介護2	99,720円(19,440円)	121,650円(24,330円)
要介護3	161,400円(32,280円)	185,690円(37,138円)
要介護4	204,170円(40,834円)	228,910円(45,728円)
要介護5	246,920円(49,834円)	277,320円(55,464円)

#### ■サービス費用の目安(1月につき)

( )内は利用者負担額(3割)

	訪問看護を利用しない場合	訪問看護を利用する場合
要介護1	58,166円(16,338円)	77,870円(23,361円)
要介護2	99,720円(29,160円)	121,650円(36,495円)
要介護3	161,400円(48,420円)	185,690円(55,707円)
要介護4	204,170円(61,251円)	228,910円(68,673円)
要介護5	246,920円(74,076円)	277,320円(83,196円)

◇加算及び減算料金

※初期加算 300 円/日 利用者負担料金 31 円/日 (利用開始日以降 30 日間又は、30 日を超える入院後、再開した場合に限り加算いたします。)

※サービス提供体制強化加算 (I) 750 円/月

※通所・短期入所系サービスを受けている利用者に対して当該サービスを行った場合は、通所系サービスを利用した日数に下記の金額を乗じた額が減額されます。

区分	定期巡回随時対応型訪問介護看護 (I) ※一体型				
対象	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料減額金	910 円	1,410 円	2,160 円	2,660 円	3,220 円
利用者減額金	91 円	141 円	216 円	266 円	322 円

区分	定期巡回随時対応型訪問介護看護 (I) 訪問介護のみ及び (II)				
対象	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料減額金	620 円	1,110 円	1,840 円	2,330 円	2,810 円
利用者減額金	62 円	184 円	184 円	233 円	281 円

※同一建物減算 II -9,000 円/月 利用者負担料金 -900 円/月

※ターミナル加算 25,000 円/月 利用者負担料金 2,500 円/月

※総合マネジメント体制強化加算 I 12,000 円/月 利用者負担料金 1,200 円/月

※緊急時訪問看護加算 I 3,250 円/月 利用者負担料金 325 円/月

※特別管理加算 I 5,000 円/月 利用者負担料金 500 円/月

特別管理加算 II 2,500 円/月 利用者負担料金 250 円/月

※介護職員処遇改善加算 I 一月あたりの総単位数の 13.7%に相当する単位数

※特定処遇改善加算 I 一月あたりの総単位数の 6.3%に相当する単位数

※ベースアップ等支援加算 利用料に 2.4%上乗せ

(2) 交通費

前記 3 の (1) のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定定期巡回随時対応型訪問介護看護に要した交通費は、その実費を徴収いたします。

なお、自動車を使用の場合の交通費は、次の額を徴収します。

① 事業所から、片道おおむね 5 キロメートル未満 500 円

② 事業所から、片道おおむね 5 キロメートル以上 1 キロメートルごとに 500 円に 100 円を追加

### (3) その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法  
毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払ください。  
お支払いただきますと、領収書を発行いたします。  
お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際にお選びください。
- ③ 金銭管理  
当事業所では防犯上の理由で、金銭などのお預かりはしておりません。自己管理が困難な場合はお預かりサービスがありますので、フロントへご相談下さい。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まず、事業所にお申込み下さい。担当者がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに事業所に申し出て下さい。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者をご逝去された場合および非保険者資格を喪失された場合

#### ④ その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者や家族の方などが事業者や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

8 苦情の受付について（契約書第19条）

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）                      管理者    日下   こづえ  
 ○苦情受付時間                                      24時間    365日  
 ○電話    011-826-5516

(2) 行政機関その他の苦情受付窓口

北海道 高齢者保健福祉課	011-231-4111（代表）
札幌市役所 介護保険課	011-211-2972
札幌市豊平区役所	011-822-2400（代表）
札幌市白石区役所	011-861-2400（代表）
札幌市清田区役所	011-889-2400（代表）
札幌市厚別区役所	011-895-2400（代表）
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161（代表）
北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310

9 サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していない
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 1 0 虐待防止について

事業所は人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

- ① 定期的に虐待防止検討委員会（倫理委員会内に設置）を開催します。
- ② 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施を行います。
- ③ ご利用者及び家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- ④ 虐待防止に関する担当者（管理者）をおきます。
- ⑤ 虐待（虐待の疑いを含む）等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。
- ⑥ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境作りに努めるほか、自ら必要な措置を講じます。

## 1 1 身体拘束等について

事業所は利用者また他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。緊急時やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「身体拘束廃止指針」に基づき対応することとします。

## 1 2 合鍵の管理方法について

- ① 防犯上又は利用者の不意な事故を防ぐ為、合鍵の準備をお願いする場合があります。スペアキーの作成の必要がある場合は、作成費用は利用者負担となります。
- ② 合鍵の保管場所は、事務所のキーボックスに保管します。
- ③ 合鍵の紛失、盗難などの事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。
- ④ サービス終了時や返却のご要望があった場合は、すみやかに返却いたします。
- ⑤ 合鍵の預かり同意を鍵預かり書にて行います。

## 1 3 緊急時の対応方法

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡し、その指示に従い措置を講じます。

## 1 4 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに札幌市、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 1.5 事業継続に向けた取組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」とする）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。また従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとします。

#### 1.6 ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・セクシャルハラスメントなどの行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

（別紙「介護サービス利用にあたっての北海道からのお願い」を参照）

#### 改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改定に伴う事項については、通知をもって同意を頂いたものとします。但し、変更事項に同意できない場合は契約を解約できるものとします。

以上